

平成27年第3回邑楽町議会定例会議事日程第5号

平成27年9月18日（金曜日）

午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 発議第 3号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則
- 第 2 議案第51号 工事請負契約の締結について
- 第 3 議案第52号 工事請負契約の締結について
- 第 4 請願・陳情
- 第 5 発議第 4号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出
について
- 第 6 議員派遣の件について
- 第 7 閉会中の継続調査報告について
- 第 8 閉会中の継続調査について

○出席議員（14名）

1番	黒田重利	議員	2番	大賀孝訓	議員
3番	瀬山登	議員	4番	松島茂喜	議員
5番	塩井早苗	議員	6番	原義裕	議員
7番	松村潤	議員	8番	神谷長平	議員
9番	半田晴	議員	10番	坂井孝次	議員
11番	大野貞夫	議員	12番	田部井健二	議員
13番	小沢泰治	議員	14番	小島幸典	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

金子正一	町長
堀井隆	副町長
大竹喜代子	教育長
小倉章利	総務課長
橋本喜久雄	企画課長
金井幸男	税務課長
吉田紳二	住民課長
橋本圭司	安全安心課長
河内登	健康福祉課長
多田哲夫	子ども支援課長
大舩一	農業振興課長 兼農業委員会 事務局長
半田実	商工振興課長
小島靖	都市建設課長
神山均	会計管理者 兼会計課長
茂木一夫	水道課長
清水雅文	学校教育課長
半田康幸	生涯学習課長

○職務のため議場に出席した者の職氏名

田部井	春彦	事務局	長
石原	光浩	書	記

◎開議の宣告

○田部井健二議長 これより本日の会議を開きます。

議事の日程は、配付のとおりであります。

[午前10時00分 開議]

◎日程第1 発議第3号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則

○田部井健二議長 日程第1、発議第3号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

半田晴議員。

[9番 半田 晴議員登壇]

○9番 半田 晴議員 発議第3号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則につきまして、趣旨説明を申し上げます。

議会における欠席の届け出の取り扱いに関して、社会情勢などを勘案し、出産の場合の欠席の届け出について新たに規定するものです。

よろしくご決定くださるようお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第3号 邑楽町議会会議規則の一部を改正する規則を採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

[起立全員]

○田部井健二議長 起立全員。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

◎日程第2 議案第51号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第2、議案第51号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第51号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立北保育園改築工事建築工事を施工するため、去る9月4日指名競争入札を執行した結果、株式会社大雄建設が1億9,191万6,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 多田子ども支援課長。

〔多田哲夫子ども支援課長登壇〕

○多田哲夫子ども支援課長 議案第51号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

- 1、契約の目的、邑楽町立北保育園改築工事（建築工事）。
- 2、契約の方法、指名競争入札。
- 3、契約の金額、1億9,191万6,000円。
- 4、契約の相手方、太田市飯田町964番地8、株式会社大雄建設代表取締役、大久保與志雄でございます。

工事の場所につきましては、邑楽町大字藤川地内でございます。

工事の概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積808.11平方メートル、建築工事一式でございます。

なお、工期につきましては、ご承認をいただきました日から平成28年3月25日を予定しております。

以上でございます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第51号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

◎日程第3 議案第52号 工事請負契約の締結について

○田部井健二議長 日程第3、議案第52号 工事請負契約の締結についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

金子町長。

〔金子正一町長登壇〕

○金子正一町長 議案第52号 工事請負契約の締結について、提案理由の説明を申し上げます。

邑楽町立北保育園改築工事機械設備工事を施工するため、去る8月12日指名競争入札を執行した結果、株式会社キンケンが5,659万2,000円で落札いたしましたので、工事請負契約を締結いたしたくご提案申し上げる次第であります。

なお、詳細につきましては、子ども支援課長をして説明いたさせますので、よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○田部井健二議長 多田子ども支援課長。

〔多田哲夫子ども支援課長登壇〕

○多田哲夫子ども支援課長 議案第52号 工事請負契約の締結につきまして、補足説明を申し上げます。

工事請負契約につきましては、次のとおりでございます。

1、契約の目的、邑楽町立北保育園改築工事（機械設備工事）。

2、契約の方法、指名競争入札。

3、契約の金額、5,659万2,000円。

4、契約の相手方、桐生市相生町2丁目588番地59、株式会社キンケン代表取締役、星野元彦でございます。

工事の場所は、邑楽町大字藤川地内でございます。

工事の概要につきましては、木造平家建て、延べ床面積808.11平方メートルの機械設備工事一式でございます。

なお、工期につきましては、このご承認をいただきました日から平成28年3月25日を予定しております。

以上でございます。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより議案第52号 工事請負契約の締結についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○田部井健二議長 起立全員。

よって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

◎日程第4 請願・陳情

○田部井健二議長 日程第4、請願・陳情を議題とします。

委員長の報告を求めます。

最初に、坂井孝次総務教育常任委員長。

〔坂井孝次総務教育常任委員長登壇〕

○坂井孝次総務教育常任委員長 総務教育常任委員会に付託されました請願について、審査結果を報告いたします。

請願第1号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願につきましては、請願内容を妥当と認め、委員の賛成多数をもって採択と決定いたしました。

以上、報告させていただきます。

○田部井健二議長 請願第1号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願についての委員長の報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 請願第1号の請願趣旨の中に、憲法第9条を破壊するとか、あるいは米国のあらゆる戦争に参戦すると、このようなご指摘がありますけれども、憲法第9条では容認されているのは自国防衛のための武力行使であり、他国防衛のための集団的自衛権の行使はこれまでどおり禁じられているわけですが、つまり今回安保法制については、その他国防衛を禁じた憲法解

積の根幹は全く変わっていないと。さらに自衛の措置の要件として、新3要件が出たわけですがけれども、これはもう本当にこの自衛の措置の限界を示した3要件でありますけれども、そういったことから考えますと、全く自国防衛のための他に手段がないそういった場合のためにこの要件を使って日本を防衛していくと。だから、まさに完全に自己防衛、専守防衛の範囲を出ていないと、このように考えますけれども、それを戦争法案というのはいかがなものか、ちょっとお聞きいたします。

○田部井健二議長 坂井孝次委員長。

○坂井孝次総務教育常任委員長 お答えいたします。

今松村議員のほうから自国防衛ということで話がありました。そのとおり自国防衛だと思います。議員の皆さんのほうに討議をしていただきましたところ、自国防衛ということに関しては、そういう方法もあるし、またそういう軍事力の均衡をもって平和を保つのがベターではないという考えがありました。だから、2つありましたので、皆さんの意見を聞いて決まったのが、今の請願に対して妥当だということになりました。質問に対しては答えになっていますでしょうか。

○田部井健二議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 話もわかるのですが、現実問題、日本を取り巻く安全保障環境というものは非常に変化をしていると、それを直視すべきだと、そういうことを考えますと、やはり万が一のためにこういった日米同盟を強化して、日本国を守っていくというのが非常にベターではないかなと、このように思いますけれども、その辺どうでしょうか。

○田部井健二議長 坂井孝次委員長。

○坂井孝次総務教育常任委員長 自国防衛ということでのことでもありますけれども、考え方はたくさんあると思います。もう今国会でも審議されていますように、同盟国、それから米国の艦船が攻撃された、全てこれは将来こう想定されるということで話をしています。ですから、それに関してはなるほどという考えもあります。

また、今度そういう形で集団的自衛権を行使したときに、逆に今度は相手国からお互いが不安を持って不信を持ってその対応をしているわけですが、相手国がそれに対して対応してくると、そういうことになると、逆に攻撃をされるという危険性があるということを委員会の中で議論をされました。

したがって、その辺のところからいくと、議員が言われましたように集団的自衛権をもって国の安全を図るということに関しての理解もありましたが、一方ではそれをやると制限がきかなくなると。一旦紛争になったときには止められないと、それは戦争とはいいませんけれども、紛争になったとき止められないと。とにかく戦争になったときには、やることは簡単ですが、やめられない、基本的に誰も幸せにはなれないというふうな意見がありまして、その集団的自衛権については委員会で話をしたときには、そういう結論に達しました。私もそういうふうには考えました。

以上です。

○田部井健二議長 松村潤議員。

○7番 松村 潤議員 万が一、万が一というのは0.0001、このために国は絶対その万が一にも起きた場合には、対応できませんでしたと、これでは済まされないわけですよね。ですから、私はその万が一のための備えというものが大事ではないかと、このように思うわけですがけれども、もう一度伺います。

○田部井健二議長 坂井孝次委員長。

○坂井孝次総務教育常任委員長 万が一ということは、誰もが危惧する問題だと思います。私も万が一それになっては困るという考えを持っています。それは同じです。ところが、今度そういう形でアメリカの艦船を護衛する、後方支援という言葉になっていますけれども、後方支援をして攻撃をされたというときには、そういう感じですが、逆に今度は攻撃される危険がある。だから、それに対応するべく法整備とか考えていかなければだめだということになると、非常にお互いが不信感を持っているわけですから、ほとんどがうまくいかないと思います。国の問題ですから、これは私どもの言うことではありませんけれども、私はそういう点からいくと、万一ということを考えるのであれば、こちらの賛成するほうも万一そういうことがあったら困るのだと、攻撃したら困るのだということになっています。それには万一というのがないように、その集団的自衛権よりも逆に会話、対話、そういうことをやったほうがいいのだろうというふうな委員からの感じを受けました。

以上です。

○田部井健二議長 ほかに質疑ございますか。

松島茂喜議員。

○4番 松島茂喜議員 大変初歩的な質問で失礼かと思うのですがけれども、私も戦争はこれは反対です。当然人が人を殺す、そういった行為というのはこれはやってはいけない、これ共通の認識であります。そしてまた、私は確かな野党でも確かな与党でもございません。全く客観的な立場から質問をしたいと思っておりますけれども、この憲法第9条の法解釈、これがそもそも分かれていて、結果、こういった問題に発展してきたと、そういう経過があるのかなというふうに思っています。

そして、この法案が今まさに国会で審議中ということですから。同時進行という形に偶然にもなったわけですから。そして、多くの国民もこれに対して関心を持って、日本の国のあり方、そしてまたその平和維持のためにまた再認識をするちょうどいい機会かなというふうに思っておりますけれども、ただこの委員会で採択された請願書を見ますと、私が見る限りでは、この法案の撤回を求める意見書ということでございますけれども、この法案の撤回を求めるのであれば、これにかわる対案、そういったものがこの請願書に付してあっても私はおかしくないのではないかとこのように思っているのですが、その対案についてはどういったことになっているのでしょうか。

○田部井健二議長 坂井孝次委員長。

○坂井孝次総務教育常任委員長 お答えいたします。

○7番 松村 潤議員 議席番号7番、松村潤です。ただいま議長より発言の許可がありましたので、請願第1号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願について反対の立場から討論をいたします。

私は、現状の恒久平和主義をうたった日本国憲法は、将来も堅持しなければならない、世界に類例を見ない平和憲法であると強く主張するところであります。しかし、近年、日本を取り巻く安全保障環境が大きく変化し、厳しさを増しております。例えば北朝鮮の弾道ミサイル関連技術は飛躍的に進化しています。現在では日本全域を射程におさめるミサイルを数百発配備しているほか、核実験も3回実施しており、核弾頭を積んだ弾道ミサイルの出現も現実味を帯びつつあります。また、中国の軍備増強と海洋進出も急速に拡大しています。日本の領空に接近するロシア、中国の戦闘機も増加しています。日本人も犠牲になっている国際テロ、そしてサイバーテロの脅威も深刻です。今や脅威は安易に国境を越えてやってきます。こうした中で、国と国民を守ることは政治の最も大事な仕事であり、どのような状況にあっても対応できるすき間のない安全保障体制を構築する必要があります。安全環境が厳しい中、国民を守るためには、自衛の措置がどこまで認められるか、その限界はどこにあるかを突き詰めて議論した結果が、昨年7月の閣議決定でありました。

この閣議決定は、憲法第9条のもとで許される自衛の措置発動の新3要件がしたためられ、今回の法案に全て明記されています。新3要件では、日本への武力攻撃が発生した場合だけでなく、日本と密接な関係にある他国に対する攻撃が発生した場合でもこれにより日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険がある場合に限って自衛の措置をとることができるの見直しが行われております。明白な危険とは、国民に日本が武力攻撃を受けた場合と同様な深刻重大な被害が及ぶことが明らかな状況といたします。あくまでも専守防衛、自国防衛に限って許されるという厳しい条件がついているのが今回の法案であります。したがって、海外での武力行使を禁じた憲法第9条の解釈の根幹は全く変わっていませんし、国連憲章第51条にあるように、専ら他国防衛を目的とした集団的自衛権の行使は認めておりません。

また、新たな国際平和支援法に基づく自衛隊の派遣は、海外派遣の3原則のもとで実施されます。それは、1、国際法上の正当の確保として国連決議があること、2、国民の理解と国会会合などを民主的統制として例外なき国会の事前承認があること、3、自衛隊員の安全確保として自衛隊のできる活動は安全な場所で行う後方支援のみであり、武力攻撃と一体となる活動ではありません。また、派遣後においても安全が確保できなくなった場合には、活動の一時休止、中断の規定も盛り込まれております。請願の中の自衛隊が地球の裏側まであらゆる戦争に参戦し、殺し殺される戦闘に道を開くものであるとか、憲法第9条を破壊する戦争法案と言われておりますが、国民の不安をおおるだけのための議論であるとは私は考えます。

最後に、衆議院憲法審査会で3人の憲法学者が安保法案は憲法違反との意見を述べたことについて、もちろん憲法学者の意見については謙虚に参考にしなければならないと思いますが、しかし大

事なのは日本の安全保障をどのように考えているかという点であります。国は領土や国民の命を守る義務を負っております。何かが起こってから、こんな事態は想定していなかったのに、自衛隊は対応できませんでしたでは済まされないものであります。そうならないように外交努力で防げるものは徹底して防ぐとともに、万が一に備え対応できるようにするための安全保障関連法案であり、国家の安全保障というのは万が一への備えであります。万が一というのは0.0001%です。0.0001%の確率しか発生する可能性がないものについても想定をして議論するのが国家の安全保障であります。

日本国憲法第13条には、国民一人一人の生命、自由及び幸福追求に対する権利は最大の尊重を必要とするとして規定しています。これはいわゆる基本的人権の尊重の根拠規定であり、国民の平和的生存権の基礎となるものであります。憲法第9条をはじめとする平和主義や国民主権もこの憲法第13条の価値を実現するためのものであります。安全保障法制が実現しようとするものは、この憲法第13条により国家に課せられた国民の生命、自由及び幸福追求の権利を守るという責務を果たすために、憲法第9条のもとでの制度の自衛の措置が認められるかというものであります。憲法破壊行為では決してないと申し上げ、請願第1号「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願に対して反対の立場からの討論といたします。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔5番 塩井早苗議員登壇〕

○5番 塩井早苗議員 ただいま議長から発言を許されましたので、請願第1号「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願について賛成討論を行います。

この間、安倍政権はこの安保法案関連の法案に対して、国民の理解を求める努力をすと言って審議をしてきました。しかし、理解は全く深められていないどころか、国会の答弁を聞くたびに二転三転して、法案の不備が続々と出てきております。世論調査でも説明が不十分であり、反対という意見の方が65%以上も占めているという報道さえもございます。何と賛成の方は30%以下です。反対の声は、日ごとにその数を増しております。

きょうはそれを強行採決するかもしれないという日であります。これでは、民意を反映していないどころか、国民を愚弄しているのではないかとさえ感じております。なぜそれほどまでに法案成立に固執するのか、私にはその点が理解できません。

昨年、秘密保護法を制定させ、国民にノーと言えない状況を先につくってから、法案審議に入っております。前回も多数の憲法学者や法曹界で、この法案は憲法違反である、違憲であると言っています。先ほど反対討論の中でも出しましたが、衆議院の審議の中で自民党が推薦した学者でさえ、違憲であると言っていました。その参考人の意見は大変貴重であります。その後も反対を主張する

学者や若者どんどんふえて、団結しております。若いママも声を上げています。それなのに強行採決をしようとしている現実がございます。

中国の脅威や北朝鮮の脅威をあり、軍拡を進めている、ミサイルが飛んできたらどうするのだという理由で迎撃できるようにしたいという説明は、とても危険であります。国と国は平和外交が大切であります。話し合いをする場面に皆さんはポケットに石を持って臨むでしょうか。武器を持って臨むでしょうか。武器は、まず体から外すべきです。そして、真摯な話し合いをして、平和外交をすべきだと、こんなふうに思います。世界の平和も日本の平和も目には目を、歯には歯では、なし遂げられません。戦争になって被害をこうむるのは、子供や女性などの弱者です。一部の軍需産業に利益をもたらす戦争を起こしてはいけません。

昨日の国会の特別委員会の審議の中で、集团的自衛権で日本を守るのだと言っている政治家が、みずから戦争に行くべきだ、若者を戦争に行かせてはいけないと追及した国会議員もいました。まさしくそのとおりであると感じました。戦後70年の今、平和を守ってきたのは日本国憲法であります。私はこの平和憲法を大切にしたい、軍拡に充てるお金は社会保障費に充てるべきです。安倍政権は暴走しています。民意を聞かない、また聞こうとしない政治家は、政治は政治ではないと感じています。民主主義は崩壊させてはなりません。

以上、私の「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願について賛成討論といたします。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

大野貞夫議員。

〔11番 大野貞夫議員登壇〕

○11番 大野貞夫議員 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願に対して賛成討論を行います。

今回の安保関連法案は、昨年7月の閣議決定に端を発しまして、結局今日に至るまでそのプロセス全体が立憲主義、すなわち憲法に従って国を運営するという内閣の使命に反している、これが一番の問題です。さきの総選挙ではこの憲法第9条の問題なり、あるいは集团的自衛権の問題は主要な争点には全くなっていませんでした。たまたま選挙制度の仕組みで、小選挙区で有権者全体の約25%の支持を得たにすぎない自民党が、多数の議席を得ました。この議席をもとに他国の戦争に参加する集团的自衛権の問題を安倍首相は強引に押し通そうとしています。

憲法第9条を変えたいという主張は一つの考えですが、そうであるならば、それを明確な争点に挙げ、国民に信を問う憲法改正の手续をするべきではないでしょうか。この間、安倍政権は憲法改正手続条件を緩和しようとか、あるいは憲法第9条と関係のない条項で、いわゆるお試し改正といいますが、こういうことをやって憲法第9条に取りかかろうとしていたわけですが。結局それらが難しいということで、今日まで60年余り、歴代の内閣は集团的自衛権の行使は憲法第9条の枠の中で

は認められないとしてきた解釈を一内閣の閣議決定によって変えてしまうという暴挙を行ったのであります。そういう憲法解釈の統一性、これを一内閣の判断で壊してしまうということは、まさに立憲主義の立場からすれば許されるものではありません。

今国民の6割以上がこの法案に反対し、8割の人々が説明不足と言っています。安倍総理自身がまだ国民の理解を得られていない、こういうことをつい最近まで議会の中で発言をしております。今や政府の法案の説明は、国民にも、また国際的にも説明のつかないそういうものになっております。皆さん、今現実を理性的に見れば、集団的自衛権を認め、海外で戦争する国になることは、決して私は合理的な道ではないというふうに考えます。アメリカの狙いは、自国の国民の生命が殺傷されるリスク、そしてこれを日本に転嫁することであり、また膨大な軍事費の負担を日本に肩がわりをさせる、こういうことだと思えます。法案が成立すれば、やがてアメリカ軍とともに全世界の紛争地で自衛隊が活動することになるでしょう。今日日本の世界における人道的な支援活動とか、あるいは経済活動は、それなりの支持を得ております。また、戦後の日本は憲法第9条のもとで武力で侵略した歴史がない、こういうことで多くの国や社会に受け入れられてまいりました。自衛隊がアメリカ軍と共同で軍事的な活動を行えば、海外で人道的、経済的な活動をしている数十万人と言われる個人や企業は、その平和国家日本のメリットを失うと思えます。同時に戦後70年一人の戦死者も出さず、一人の外国人も殺すことなく来たこの日本、それは憲法第9条のもとで日本がこれまで積み上げてきた国際的な信用の実績をも失うことになると思えます。

以上の点から、私はこの法案廃案のために賛成をいたします。議員の皆さんの良識ある判断を切にお願いをいたします。終わります。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

松島茂喜議員。

〔4番 松島茂喜議員登壇〕

○4番 松島茂喜議員 本案に対しまして反対の立場から討論を申し上げます。

先ほどの質疑の中でも申し上げましたが、請願の中身については非常に私も理解ができるところがございませぬ。しかし、残念ながらそれに対しての対案が出されていなかったということで、比較対照し判断することが難しい、その理由によって反対するものであります。

加えまして、ぜひ委員会の中でももう少しその対案に対して慎重審議された上で採択という結論を出していただければよかったですかなと、そのように思います。

以上でございます。

○田部井健二議長 ほかに討論ありませんか。

小島幸典議員。

〔14番 小島幸典議員登壇〕

○14番 小島幸典議員 議席ナンバー14番、小島幸典です。発議第4号 「国際平和支援法」及び「平

和 safety法制整備法」の廃案を求める意見書に賛成討論を行います。

請願趣旨の文言のとおり、日本の多くの憲法学者が違憲と述べています。この専門家の人たちの意見を新聞紙上またはテレビ、ラジオ等で聞きました中で、私は「国際平和支援法」と「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書に賛成します。

以上です。

○田部井健二議長 小島議員に申し上げます。

これは意見書ではありませんから、請願の採択についての今は討論をやっています。

○14番 小島幸典議員 失礼しました。意見書ではなくて、この発議第4号の請願書に賛成いたします。失礼しました。訂正いたします。

○田部井健二議長 重ねて申し上げます。

ただいまのこれは発議ではございません。

ほかに討論ございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより請願第1号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書の採択を求める請願を採決します。

本請願に対する委員長の報告は採択であります。本請願は委員長の報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、請願第1号は採択と決定しました。

次に、原義裕産業福祉常任委員長。

〔原 義裕産業福祉常任委員長登壇〕

○原 義裕産業福祉常任委員長 産業福祉常任委員会に付託された請願について、審査結果を報告いたします。

請願第2号 交差点における道路交通の危険を除去・緩和し、交通の安全を保持・増進するための適切な対応を求める請願につきましては、引き続き検討を要するということから、継続審査と決まりました。

以上、報告いたします。

○田部井健二議長 請願第2号 交差点における道路交通の危険を除去・緩和し、交通の安全を保持・増進するための適切な対応を求める請願に対する委員長の報告は継続審査であります。

お諮りします。委員長の報告のとおり、請願第2号については閉会中の継続審査に付することに

ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、請願第2号は閉会中の継続審査と決定しました。

◎日程第5 発議第4号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出について

○田部井健二議長 日程第5、発議第4号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についてを議題とします。

提出者から趣旨の説明を求めます。

坂井孝次議員。

〔10番 坂井孝次議員登壇〕

○10番 坂井孝次議員 発議第4号につきまして趣旨説明を申し上げます。

総務教育常任委員会に所属いたします各議員の賛同をいただきまして、地方自治法第99条の規定により、内閣総理大臣ほか関係大臣に対して、意見書を提出するものであります。読み上げさせていただきます。

「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書

平成26年7月1日に閣議決定された集団的自衛権行使容認を具体化するための関連法案である「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」（平和安全法制関連2法案）が国会で審議されています。

国会論戦を通じて、平和安全法制関連2法案が憲法第9条を破壊して、「海外での戦争をする国」に道を開く最悪の違憲立法であることが明瞭となりました。この法案が成立すると、これまでの「非戦闘地域」という歯止めが撤廃され、自衛隊が「戦闘地域」とされる場所において、弾薬の補給、武器の輸送など、いわゆる「後方支援」を行うこととなります。

「戦闘地域」での兵站は、憲法第9条が禁止する武力の行使にあたり許されません。また、日本が武力で攻撃されなくても、時の政権の判断で、政府自身が長年「憲法上許されない」としてきた集団的自衛権を発動して、米国への武力支援を全面的に拡大し、地球の裏側まで赴き米国のあらゆる戦争に参戦しようとするものです。

このように平和安全法制関連2法案は「殺し、殺される」戦闘に道を開くものであり、まさに「戦争法案」ともいえるものです。

6月4日、衆議院憲法審査会に参考人として招かれた与党の推薦を含む3人の憲法学者がそろって「安保法案は憲法違反」との意見を述べました。さらに、弁護士会や元内閣法制局長官など多くの専門家が、集団的自衛権の行使が「憲法違反」と表明しています。そして、各種世論調査でも、

国民の6割近くの人が戦争法案に反対し、8割以上の人が、慎重審議を求めています。

よって、邑楽町議会は「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」を廃案にすることを求めます。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

このような内容により意見書を提出するものであります。よろしくご決定いただきますようお願いいたします。

○田部井健二議長 これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより発議第4号 「国際平和支援法」及び「平和安全法制整備法」の廃案を求める意見書提出についてを採決します。

本案は原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○田部井健二議長 起立多数。

よって、発議第4号は原案のとおり可決されました。

◎日程第6 議員派遣の件について

○田部井健二議長 日程第6、議員派遣の件についてを議題とします。

会議規則第126条の規定により、配付のとおり議員を派遣します。

お諮りします。配付のとおり議員を派遣することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎日程第7 閉会中の継続調査報告について

○田部井健二議長 日程第7、閉会中の継続調査報告についてを議題とします。

中央公民館建設特別委員長から視察調査の報告を願います。

松島茂喜中央公民館建設特別委員長。

〔松島茂喜中央公民館建設特別委員長登壇〕

○松島茂喜中央公民館建設特別委員長 中央公民館建設特別委員会の視察調査報告についてご報告を申し上げます。

お手元に配付されている資料を朗読することでかえさせていただきたいと思いますが、期日におきましては、平成27年8月18日火曜日、視察場所は明和町ふるさと産業文化館並びに板倉町中央公民館、参加者は中央公民館建設特別委員13名並びに議長、事務局2名、計16名でございます。調査目的は、財政的見地から予測される町民負担を検証し周知するためでございます。調査項目につきましては、竣工年月日、それから延べ床面積、建設総工費、施設使用料、稼働率、ランニングコスト、修繕費、主なホール使用団体ということでございました。

その報告の内容についてでございますが、まずは明和町ふるさと産業文化館につきましてご報告を申し上げます。

明和町ふるさと産業文化館は、平成8年3月に竣工した572席のホールと公共図書館などを備えた生涯学習の複合施設であります。

3階建ての合計延床面積は約3,096㎡であり、当町が建設を予定している中央公民館とほぼ同規模となっております。

利用開始から約19年が経過しておりますけれども、設計業務委託料、備品等を含めた総工費は、約13億2,100万円であり、1㎡あたり約42万6,000円となっております。

また、平成24年度から26年度までの3年間の施設使用料の収入の平均額は、約130万円であります。その3年間の平均稼働率は、施設全体で約35.8%であり、ホール部分では、約31.8%であります。

ランニングコストにつきましては、人件費及び修繕費を含めた過去3年間の平均額は、約4,732万円であり、1㎡あたり約1万5,000円となっております。

次に、板倉町中央公民館についてでございます。

板倉町中央公民館は、昭和53年9月に竣工した、約500席のホールと図書室や講座室などを備えた施設であります。

3階建ての延床面積は、約2,613㎡であり、当町が建設予定の中央公民館と比較し、やや小さい施設となっております。

竣工から約37年が経過していることから、総工費につきましては、参考となりませんが、約3億8,200万円でございます。

また、平成24年度から26年度までの3年間の施設使用料収入の平均額は、約24万円であります。その3年間の稼働率は、施設全体で約46.06%であり、ホール部分では約34.4%であります。但し、このホールの使用に関しては、単一の団体の使用が約70%を占めており、使用料の収入状況からみても幅広い団体の使用は少ないと見受けられます。

次に、ランニングコストでございますけれども、人件費及び修繕費を含めた過去3年間の平均額は、約3,644万円であり、1㎡あたりでは約1万4,000円となっております。また、施設の老朽化が進み、過去3年間の修繕費が合計で約580万円となっております。

そして、邑楽町中央公民館のランニングコストについての試算をいたしました。2町の視察調査の結果に基づき、建設予定となっている中央公民館の予測されるランニングコストについて試算をいたしましたので、併せてご報告を申し上げたいと思います。

まず積算根拠でございますけれども、既存施設であります邑楽町公民館・産業研修会館・勤労青少年ホームの3施設の合計延床面積が約3,077㎡であり、建設予定の中央公民館の規模とほぼ同一であることからこれを基準とし、平成24年度から26年度までの決算額に基づいて算出をいたしました。

年度別の3施設の合計ランニングコストは、平成24年度が1億1,933万36円、25年度においては、8,734万2,306円、26年度は9,145万820円であり、この平均額は約9,937万4,000円ということでございます。また1㎡あたりでは、平均約3万2,296円という試算になります。

建設予定の中央公民館基本設計完了時の延床面積は3,095㎡でありますので、これに約3万2,296円を乗じた額は、約9,995万6,120円となります。

この額を現在の人口約2万7,000人で除すると、町民一人あたりでは年間約3,700円という試算になります。

またイニシャルコストは総工費約20億円で試算すると町民一人あたりでは約7万4,000円の投資という資産になります。

尚、更に人口減少が見込まれる状況下にあるため、この数値は上昇することは必至である上、将来的には老朽化に伴う修繕費も見込まれると思われまます。

そして、今後でございますけれども、当特別委員会では、町民の負担にならないことを前提に調査・研究をし、議論を深め、説明責任を果たして行く所存でございます。

以上、報告でございます。

○田部井健二議長 以上で委員長からの報告を終わります。

◎日程第8 閉会中の継続調査について

○田部井健二議長 日程第8、閉会中の継続調査についてを議題とします。

各常任委員長、議会運営委員長及び中央公民館建設特別委員長から、会議規則第74条の規定により、お手元に印刷配付してあります継続調査事項一覧表のとおり申し出がありました。

お諮りします。各委員長より申し出のとおり、それぞれ閉会中の継続調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○田部井健二議長 異議なしと認めます。

よって、そのとおり決定します。

◎閉会の宣告

○田部井健二議長 以上をもちまして、今期定例会の日程は全て終了しました。

閉会に当たり、執行部各位に一言申し上げます。

町民の皆様からお預かりした厳粛なこの議場、ここでの発言は大変重いものがあります。それ相応の責任も当然ございます。そういったことを十分に認識をしていただきますように要望いたします。

また、議会の皆様にも会議発言中、再三再四注意を受ける方がおりますけれども、そういったことのないよう重々お願いをいたしまして、平成27年第3回邑楽町議会定例会を閉会いたします。

ご協力いただきまして、ありがとうございました。

〔午前11時07分 閉会〕